

一般社団法人 千葉県社会福祉士会  
平成 28 年度 第 1 回理事会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 5 月 14 日 (土) 10:00~12:20

2. 場 所 千葉県教育会館 201 号会議室

3. 出席者 会 長 染野  
副会長 相澤、奥野、宮間  
事務局長 鈴木  
会員理事 (総務委員会・企画部会)  
(総務委員会・広報部会) 小川  
(総合相談委員会) 渋沢  
(研修委員会) 浅見、神田  
(ばあとなあ委員会) 櫻井、吉田  
(司法福祉委員会) 大浦、出口  
外部理事 池亀、長谷川、田中  
監 事 伊達  
相談役 五十嵐  
オブザーバー 川上、樽林、鈴木(勝)、竹嶋、常陸谷、宮本

4. 議 題 (1) 各委員会報告事項に対する質疑

(2) 議事

1. 第 4 回定時総会資料について
2. 役員人事について
3. その他

(3) 報告

1. 松戸市からの委託事業について
2. 県民公開講座について

5. 議事録

○ 出席者及び資料の確認

- ・ 鈴木事務局長から、現在、理事会出席者 16 名。定款第 34 条により定足数に達しており、本理事会は成立すると報告。配布資料の確認。

○ 染野会長から開会挨拶

- ・ 28 年度第 1 回ですが現理事では、最後の理事会。6 月 18 日総会で役員交代となる。今日はオブザーバーとして、新理事候補の皆さんにもご参加いただいている。
- ・ 総会当日は、県民公開講座もある。今回の資料にはその資料も含まれている。
- ・ 熊本の地震から 1 か月となったが、1 万人の方々が避難していると思うと気が晴れません。引き続き災害対策も含めて次期立候補の理事さんには継続してほしい。
- ・ 午後は引き続き新役員の話し合いもある。次第に沿って円滑に進めたい。

定款 32 条に基づき、染野会長が議長を務める。

○ 先に議事についての流れ資料確認

○ 議題

(1) 各委員会報告事項に対する質疑

(研修委員会)

説明：

・基礎研修 I II III について、28 年度は定員が割れている。生涯研修センター協議会は、理事自体が構成員として生涯研修センターの規約を作っていますが、センター長が認めた者も協議会の構成員になれることで中立を図っています。次期理事にお願いですが、基礎研修 I、II、III の DVD 講義、生講義を見ていただきたい。日本会より 29 年度以降、DVD は使わず生講義でとされているので、講師もお願いしたい。委員会だけでは力不足でクレームも出ており、将来的見通しとしてセンターでファシリテーターの要請をしたい。運営の中心はメンバーがやるしかないが、各委員から養成したいので見学をよろしくお願ひします。

・日本会からの生涯研修制度の工程表を見ると研修が目白押しで、できれば生涯研修センターで選んで、やるかやらないかの協議していただきたい。

・日本会の委託なので千葉県で研修の方法を選ぶことはできない。DVD が生講義になることを認めていただいて方向性はいいが、日本会の方針でやらなくてはならないのでご協力お願ひします。

質疑

・基礎研修 I は誰が受けるのでしょうか？

説明

・会員です。全員です。

質疑

・一度受ければいいのか？

説明

・そうです。新事業が 24 年度より開始しているのでその前の人は旧基礎研修を受けている。新事業が 24 年度からなので旧基礎研修を受けていない人が受けなくてははいけない。

質疑

・義務ではないですね？

説明

・任意です。

質疑

・受けなくても問題ないか？

説明

・強制ではないが、今後の日本会の方針は分からない。

・日本会からの研修の内容が膨大で各支部からも批判が来ている。DVD が見づらい。

・DVD が無くなるのはいいが、生講義は講師の養成が必要になる。

質疑

・生講義を取ったものをビデオにしたらどうか

説明

・提案はしてみます。東京会は DVD 講義が無い。

・一か所に集まりにくい都道府県、僻地のある地区からも同様の問題が出ている。同じものを違う地区で行うことを認めてもらいたいと。

#### 質疑

・講義を録画してダビングすれば、安価で、どこでも同じ講義が受けられる。千葉独自の研修が平等に受けられる。

#### 説明

・生になればなるほど金額も高くなる。  
・受講者が少ないのは費用と日程の問題もある  
・経過措置期間が切れたところなので受講人数減に影響している。この状況を何とか打破しないといけない。  
・新事業になって、成年後見人養成研修と連動で基礎研修ⅠⅡⅢを受けなくてはならない。その点は日本会の方針で動いている。

#### 質疑

・将来的にはDVDが貯まれば楽になり3年くらいでできる。千葉会で多くの人が受講できるようになればいい。

#### 説明

・生涯研修センター全国大会で案件にしたい。

#### 質疑

・基礎研修の受講人数はⅠ42人、Ⅱ21人、Ⅲ19人で確定でしょうか。

#### 説明

・Ⅱ、Ⅲは確定です。Ⅰは5月25日締め切りです。

(ばあとなあ千葉)

#### 説明

(1) 未成年後見については後からお話しします

(2) 市民後見人について

・千葉県の場合は、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会(ばあとなあ)に所属している人しか後見人になっていなかった。それが今年、変則的だが初めて市民後見人が1名誕生した。

・親族後見人が3割くらいになっているし、我々、専門職後見人の部分と後は市民後見人で分けてやっていく時代が来ている。

・ばあとなあとして市民後見人を支える仕組みの整備を積極的にやっつけていかなくてはならない。

・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」ができ、後見人の育成についても載っているの  
でばあとなあとしての役割は果たしたい。

(3) 最高裁判決

・認知症家族に賠償を負わせる判決が出たが最高裁で責任は問わないという結果になった。今後、後見人にどういった問題が出るかの取り上げようと思っている。

(4) テーマ別弁護士相談

・「弁護士のテーマ別相談」を弁護士の田中先生にやっていただいた。4月23日に2時間くらい「相続について」をテーマとして開催したが、非常に良かった。どうしても社会福祉士の場合は、生活を送るうえで解決すべき問題がある方の受任が多い。法律的知識を高めなくては

けないのもっとやっていきたい。

質疑

テーマ別参費用は？

説明

・1,000円です。

質疑

・市民後見のサポートは？

説明

・養成、講師など組織内養成のサポートの形

・受任者サポートが一番大変なポイントで必要なことははっきりしている。ノウハウもあるのでサポートしていきたい。

質疑

・サポート依頼主は誰？

説明

・社協等とか市から委託された市民後見サポートセンターがやっている。

質疑

・市民後見人受託は一人を除いて一切ない。裁判所はサポートするバックが無い人は出来ないといっている。内部監督機能があることを前提として裁判所は団体推薦のある人しか後見人に選ばない。

・個人の後見を選んで監督するのは誰なのか。個人の市民後見人を選ぶことに躊躇しているということです。実際に市民後見を実施している方は組織の中での後見人としての立場より厳しいと言っている。費用の問題などある。

・市民後見のサポートとしては、社協によって体力が違う、体制のない社協のサポートを提供する形はあるのか。

・市民後見人を養成してそのままになっている。社協が育成するのにお手伝いできないか。ばあとなあのノウハウを提供できるのではないか。

・資料の書き方がわかりにくい。市民後見人の要請と法人後見の運営や立ち上げにした方が説明の内容に近いのでは。

説明

・3月に開催された研修では今年市町村社協の職員を呼んで市民後見の話をした。市民後見人1名が生まれているということは千葉家裁としては方向が変わってきていると受け取っている。

質疑

・基本的なところ。組織的監督体制のサポートというのは直接監督をするのではなくてサポートのサポートを研修、養成だけではなくそのあとのサポートもばあとなあの中でやるということですね。

・一方で信託を付ければ、と裁判所は考えていた。そうなると社協の後見人の機能が伸びない。何もかも信託になっている。裁判所の機能を外注するために利用されてしまう恐れがある。市民後見人についても個人では心配なわけで監督人を付けている。将来的には監督人として、ばあとなあがつく可能性もある。監督するチームにばあとなあが入れるのではないか。

・これから養成を始めている社協に働きかけてはどうか。

・養成まで行って、さあどうしようという段階で。法律もできたタイミングなので依頼が来る前から構築しておかないといけないだろう。

#### (司法福祉委員会)

##### 説明

- ・司法福祉は、資料の通り6月に刑務所見学、7月に司法福祉連続研修会、10月に刑事司法ソーシャルワーカー養成講座を行うことに決定した。
- ・7月16日、17日の弁護士会との共催には会長に挨拶をお願いしたい。弁護士会とは司法福祉の連携協議会ということで開催している。
- ・刑事司法ソーシャルワーカー登録員の刑事司法への関与に関する事業実施要綱を作り、三役に預けて修正をお願いした。

##### 質疑

- ・【三役から】修正したが、議事録の資料では修正されている部分と修正が反映されていない部分があるが、その点についてはなぜか。
- ・事業実施にあたって、担当者の「質の担保」についてはどう考えているのかが分からない。
- ・以前も理事会で話が出たが、マッチング支援事業の流れが分かる資料を提出してもらい、再度理事会で確認したい。

##### 説明

- ・司法福祉連続研修会も養成講座も日にちがあるので具体的内容は次回内容を示していきたい。

#### (広報部会)

##### 説明

- ・新しい理事も出席しているのでお願い。『点と線』第91号の発行は7月となる。恒例となっているが、新会長挨拶、新理事の紹介で人となり分かる記事を書いていただいて載せたい。表紙に新しい全体写真を載せて作りたいので総会で写真を撮りたい。新会長には挨拶を書いてもらい、新理事に自己紹介として『もしかしたらなっていたもう一人の自分』をテーマに『福祉の仕事に就いた経緯』と『この仕事でなかったらこんな仕事をしていた』5月末締め切りをメールで依頼します。

会長：議題に移ります。

##### 資料の説明

1. 総会資料。次第によってすすめます。5月30日から6月10日に会員から意見を提出してもらえらるようにしている。

##### 第1号議案 補正予算の件

松戸の事業の受託が決定したため補正予算を組ませてもらいました。

##### 第2号議案

事業報告については、皆様に提出していただいたもので内容はご確認いただいているものです。

次に決算報告収入支出等並べて損益計算書までが報告になります。何度か確認して資料作成しましたが最後まで修正のやり取りが続きました。

誤字については、正誤表を作成し当日修正について説明いたします。

### 第3号議案 役員の選挙について

総会当日は、一人ひとりについて信任の決を採ります。

### 第4号議案 相談役の選任について

資料については以上です。

### 質疑

- ・未払い金について前回は質問がありましたが、今回もあるがどうなっているか。

### 説明

- ・前年度は300万以上あった。今年度は120万くらいに減らせた。

### 質疑

- ・200万近く減額になったということですかね。3月末締め支払い分はどうしても発生してしまうので、仕方ないですね。

### 説明

- ・3月に行われる研修や委員会は報告を受けて支払なので改善は難しい。
- ・相当減ったことで今回はうまく説明できる。見やすくなった。事務局ががんばりましたね。

### 役員人事について

監事2名は、山口定之氏、岡本崇広氏にお願いする。相談役は継続で五十嵐氏にお願いする。

規程により監事は理事会で候補を選出し、総会で選任となります。

相談役は、理事会で選任された方になりますが、会の組織を周知するために今回議案として挙げています。

山口監事は継続。伊達監事の退任に伴い、もう一人の監事を会の運営をよく知る前事務局長である岡本崇広氏にお願いしたい。

五十嵐相談役については、今期もお願いしている。今後、課題になりそうなこと、会員増やささえあい等に造詣が深いので推薦したい。

### 意見

五十嵐さんは相談役にふさわしいが、相談役の人数を増やすことを含めて新しい体制を考えては。

染野会長は、今回退任されるがそのまま相談役になることはできないか。

相談役は今すぐに決めなくても必要があれば理事会で選任できる。必要であればやります。  
会長：まとめます。監事については承認いただけますか。五十嵐さんについては理事会推薦なので承認。染野相談役については新体制の中で適宜やります。

総会資料については承認

### 議事3 その他

ばあとなあより。

ばあとなあ運営規定の改定について説明します。

未成年後見の受任依頼が来て、これまで候補者1名を推薦してしまっている。ばあとなあとしては未成年後見にも取り組みたいが、現段階では未成年後見については規程に定められていない。今、子どもを取り巻く環境はきびしく、ばあとなあとして取り組む必要があると思う。ただ、成年後見と未成年後見はあまりにも違うので、ばあとなあとしてサポート体制を整えたい。現代は、未成年後見の需要が高まり、虐待案件を含めて必要な場面が増えている。本来は、未成年後見については規程に定められていないので、未成年後見は依頼があっても推薦できないとしている。家裁が直接頼むことを妨げるものではない。

また、保険の整備もできていないので整備したい。未成年、成人の違いを明確にして体制を整備したい。未成年後見は、社会福祉士がやるべき、との意見もあり、ばあとなあとしては2年間でやれる体制づくりをしたい。新しい委員長のもとでやるべきと考えて規程変更を出した。審議していただきたい。

## 議論

・田中理事、池亀理事に確認したい。未成年後見案件は、法律行為が必要などきにつけると思っている。ただ、契約書を作っただけでは支援は終わらないものと思うがいかがか。

・受任している事案は？法律行為と関係するか

・依頼が来るのは、かなり大変な事例ばかりである。

・虐待に未成年後見人つけて何が解決するのだろうか。

・財産管理は？

・財産は無い。

・これまでの経緯を整理した方がいい。1件は、事実として受任して案件は継続している。今の千葉県社会福祉士会は、子どもを支援する分野のパワーが足りてない。弱いのではないか。

・未成年後見は受任しているが、それだけではなく、子どもの支援として考えることが大前提。

・4月19にばあとなあと三役で協議した。共通認識として子ども支援の分野をどうサポートするか検討が必要。子どもの支援は、ばあとなあだけでやるものではなく、会として体制を作ることも必要ではないか。

・未成年後見については比較的急がなくてはいけませんが、現段階できちんと受任するのは難しい。

・司法書士会の成年後見部門は、未成年後見を取り上げると決議したが千葉県支部は賛成していない。実際に受けても一人でできない。法定後見なので親と同じ役割が必要となる。未成年後見をどうするのかだけを取り出して検討するのは難しい。社会福祉士会でしかできない子ども支援の中に未成年後見があると思う。ここでしかできないことをやってほしい。研修をやった名簿を出してというのではなく、社会福祉士会ならでの取り組みが必要。

・日本社会福祉士会の取り組みはどうなっているのか

・ばあとなあとして加入している保険会社の契約の問題でうまくいっていない。

・社士会の保険ではカバーしないのか。

・社士会の保険もあるが成年を考えて作られている。

・議事として承認するかどうか。決めた後に議論するか、子ども支援として成年後見とは別にやっていくか。

・まず、第3条「第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う」の中に成年後見の言葉はない。ぱあとなあは未成年後見を行うことができると読める。第3条に行くとあり第2項にまた行うは変。1条の中で成年後見に限っていない。権利擁護に子どもも含まれるのではないか。

- ・成年後見人等ときちんと提示されている。
- ・裁判所は、社会福祉士に関わってもらいたいと考えていると思う。未成年後見については、会全体で考えていくべき。
- ・現時点では、今の規定の成年後見『等』で逃げられると思う。
- ・ぱあとなあとしてどうするか、については、2年間で検討したい
- ・未成年後見の依頼が来たとき会としてどう問うか考えた方がいい
- ・我々ぱあとなあの力では今できない
- ・ぱあとなあを含め、今後会全体で未成年後見については体制整備について検討していくこととし、現時点ではぱあとなあの規程も変更せずに行きましょう。

ぱあとなあ運営委員の任期について

- ・運営委員の任期について審議をお願いします。
- ・第9条について任期の上限を4期から5期に直したい。
- ・運営委員は18名いるが、長く務めている吉田さん、鈴木勝英さんの知識が必要。

議論

- ・5期を過ぎたらどうするのですか。反対です。若い人がならないと組織が続かない。新しい人を育てるべき。
- ・理事は運営委員になると決めている。新しい人をリクルートしているが中々なり手を確保できない現状もある。
- ・理事の任期自体、会の継続性を考えてどうかなと思う。全体で考えるべきで、ぱあとなあだけを考えるのは反対。
- ・ぱあとなあの中では了解済みです。
- ・運営委員会として定数にならない、部会の担当が不足する実情があるという経緯を含めて話を伺いたい。
- ・18名以内なら16名でやればいい。そのために場当たりに規則を変えるのは反対。
- ・他団体でも同じ問題を抱えている。でも今、困っているから規則を変えるのは違うと思う。
- ・理事が運営委員になれない、という問題もある
- ・運営委員は規程によれば、理事、登録委員の中から会長が委嘱する、とあります。運営委員は運営委員として選任し、担当理事が仮に運営委員でなくても、担当委員会には参加できますので、特に問題はないと考えます。

司法福祉委員会提案のマッチング支援事業について

- ・マッチング支援事業の実施は司法福祉委員が実施できる。担当者の養成は刑事司法ソーシャルワーカー養成講座で行う。終わったら名簿登録して弁護士会に紹介する。そのあともスーパーバイズ等刑事司法業務について、適切にやっていきたい。
- ・マッチング支援について前々回の理事会でも議論した。



- ・弁護士会としては社会福祉士とのマッチングの手順は必要。推薦制度は必要と思っている。
  - ・実際進めているため、社会福祉士会としての体制整備を進めなくてはならない。
  - ・今後具体的にになると報酬の出どころが変わる可能性がある。今は依頼する弁護士から出てる。
- 議論

- ・要綱は三役でチェックすることになっていたので、確認して訂正案を出した。ポイントは3点あって、1点目は第6条、依頼を断るときに、理由を説明した上で、必要な関係機関へのつなぎをする、という一文を入れたと思うが反映されていない。なぜか。
- ・2点目は、第8条に本会は責任を負わないを明示されている。担当者を会として推薦するのに、責任を負わないと書くことには違和感を感じる
- ・担当者へのクレームをどこに言えばいいか、整備しなくてはならない。誰かが責められる対象になってしまう可能性があるなら、クレームとは書けない。
- ・担当者へのクレームと担当業務において責任行為が発生することは別、この書き方では会として非常に無責任な気がする改善してください。
- ・第8条の1項を削除して2項を上げる
- ・担当者（会員）のクレームについては、社会福祉士会のクレーム対応はあります。
- ・クレーム窓口は会員であれば事務局長となる。
- ・事業実施における書面の「様式」はあるのか。
- ・様式は決まっている
- ・決まってから一度出している。要綱と合わせてみてもらっている。
- ・今の段階では要綱は無くてもできる事業。今、要綱を作るのは早いと思う。具体的に説明してわかった時点で再度提案してもらう必要がある。
- ・社会福祉士会と弁護士会で組んでいくということで議論が始まっているが、弁護士会から依頼があった場合の対応が必要。
- ・事業の必要性について明示できるペーパーで出したらどうですか。
- ・マッチング支援の流れ等分かる資料を出して共通認識とする。それから必要に応じて、要綱についての議論をやってはいいかがか。7月30日理事会、新理事に諮っては。事業の全体等を提示して。
- ・担当者の質が保てるか心配、どうやって質を担保するのか説明の中で教えてください

## 報告

### 松戸市からの委託事業について

生活保護者の内、無料低額宿泊所の利用者を地域のアパートに移行する支援事業が、4月1日から始まりしました。予定外に委託元である松戸市の準備が間に合わず、一か月社会福祉士会に通勤して書式等作った。4月25日から松戸市役所内の事務室に勤務している。まだ、具体的な支援活動はしていません。5月18日に会長、事務局長等であいさつ回りに行った。この事業は額も大きいので、担当理事を置いてもらいたい。

### 県民公開講座について

講師は厚生労働省の胡内敦司さんで行います。総会にぜひご出席、参加周知をお願いします。最後に事務局長として一言、苦言を呈したい。事務局は非常に忙しい。各委員会、各部会でやることは各委員会、各部会でやってください。事務局では、決済番号を採番したり、印刷や郵

送するだけにしてください。事務局は各委員会等の下請けではない。印刷、採番、発送以外はやらないので、文章の内容についての判断も含めてよろしくをお願いします。

その他

- ・総会に出られないので。総会資料 23 頁、正味財産増減計算書の当期一般正味財産増減額前年度が 6,333,115 円この財産をどんな形で使うか決めておかないといけない。
- ・総会当日は、日本社会福祉士会の総会も開催される。今回は出口理事に出席していただく。
- ・理事会の日程案について、検討してください。
- ・午後ここで新執行部役員の体制を決めます。

12 : 10 閉会